

水防技術を伝承する指導者を育成 「水防技術基礎講座（第2クール）」の開催

水害から地域を守るための河川改修等の治水対策と水防活動は車の両輪の関係にあり、近年の豪雨の発生状況から水防活動の重要性は益々高まっているところです。

しかしながら、水防活動の経験者が年々減少していることや水防技術を指導する水防専門家の高齢化により、水防技術の伝承が危ぶまれる状況が生じています。

北陸地方整備局では、国・県・市町村の職員及び消防団員を対象に、今後の水防技術を伝承する指導者を育成すべく、平成27年度より水防技術基礎講座（1クール2年の計6回）を開催しており、今回、第2クール目の初回となる第1回講座を下記のとおり開催します。（29日（金）に富山県高岡市でも同様の内容で開催します。）

なお、第2クール目からは、水防技術の指導者として第1クールの講座全てのカリキュラムを受講した「水防技術伝え人（20人）」も講師として参加していただく予定です。

水防技術基礎講座：第2クール（第1回講座）

日時：【新潟会場】平成29年9月27日（水） 10:00～16:30
【富山会場】平成29年9月29日（金） 10:00～16:30
※午前：講座、午後：実技の予定

内容：【講座】水防法の概要及び水防活動について、水防法の歴史・水防活動における安全対策、過去の水防経験から得た教訓、水防工法と特徴
【実技】縄の結び方、木流し工等

会場：【新潟会場】講座：北陸地方整備局（新潟美咲合同庁舎1号館）
4F 合同会議室
実技：信濃川水門上流 信濃川右岸堤防天端
（北陸地方整備局より徒歩約3分）
【富山会場】講座：福岡防災センター（高岡市福岡町土屋地先）
2F 多目的研修室
実技：小矢部川 土屋橋下流左岸堤防（土屋親水公園）
（福岡防災ステーションより徒歩3分）
※詳細は別紙参照

参加機関：北陸地方整備局管内の消防団員及び地方自治体職員、
国土交通省北陸地方整備局職員

受講者数：新潟会場 約40名、富山会場 約40名

取扱い

発表を以て解禁

同時発表記者クラブ
新潟県政記者クラブ
新潟県政記者クラブ
富山県政記者クラブ
石川県政記者クラブ

問い合わせ先
国土交通省北陸地方整備局河川部
水災害予報センター長 長谷川 賢市
水災害対策専門官 佐々木 利幸
電話 025-280-8880（代表）

【参考】第1クールの様子

講座



縄の結び方



杭拵え



水防工法「月の輪」



水防工法「木流し」



水防工法「釜段」



【参考】水防技術基礎講座＜第2クール＞ 日程・内容案

	平成29年度												平成30年度												摘 要
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
第1回講座 (開講式、座学、実技講習)						●																			新潟市 高岡市
第2回講座 (実技講習)							●																		新潟市 上越市 高岡市
第3回講座 (実技講習)								●																	新潟市 上越市 高岡市
第4回講座 (実技講習)																		●							新潟市 上越市 高岡市
第5回講座 (実技講習)																			●						新潟市 上越市 高岡市
第6回講座 (実技講習、座学、 閉校式、登録証授与)																				●					新潟市 高岡市

【講座の内容】

第1回 講座（平成29年9月）

※ 新潟市、高岡市に分かれて開催。但し、カリキュラムは同じ

10:00～10:15 オリエンテーション～開講式

10:15～12:30 座学・意見交換

13:30～16:30 実技講習：縄結び、土のう作り、杭ごしらえ、木流し工

第6回 講座（平成30年10月）

※ 新潟市、高岡市に分かれて開催。但し、カリキュラムは同じ

10:00～14:00 実技講習：縄結び、積み土のう工、木流し工、シート張工

14:00～16:00 座学

16:00～16:30 閉講式（登録証授与等）

第2～5回 講座

（第2回：平成29年10月、第3回：平成29年10月、第4回：平成30年9月、第5回：平成30年10月）

※ 実技講習は、新潟市、上越市、高岡市に分かれて開催。但し、カリキュラムは同じ

10:00～15:00 実技訓練

第2回：縄結び、積み土のう工、改良積み土のう工、木流し工

第3回：縄結び、月の輪工、釜段工、水防マット工

第4回：縄結び、月の輪工、木流し工、シート張工

第5回：縄結び、積み土のう工、木流し工、シート張工

※講義、演習内容については、変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【参考】「水防技術伝え人」制度の創設

北陸地方整備局管内における水防技術の伝承・普及を行うことを目的とし、北陸地方整備局「水防技術伝え人」制度を平成28年11月に創設し、制度要領を制定以下の要件を満たす者を「水防技術伝え人」として登録し、登録証を発行

水防技術伝え人の要件

- (1) 北陸地方整備局が開催する水防技術基礎講座等により、**2年間1クールの全てのカリキュラムを受講した者**であること。
- (2) 水防技術基礎講座等の2年間1クールの**全てのカリキュラムを受講できなかった者**のうち次回以降の同じ講座において座学を含み不足するカリキュラムを受講した者であること。



水防技術者伝え人に発行する登録証

水防技術伝え人の業務

- (1) 水防技術基礎講座等の講師及び講師補助
- (2) 水防技術伝承・普及に関する会議の参加
- (3) 各地で開催される水防技術に関する講習会の講師及び講師補助等自主的支援活動

派遣要請

水防技術基礎講座等、**北陸地方整備局が主催または参加する訓練**等に講師が必要な場合、事務局は水防技術伝え人に登録されている者から講師または講師補助の**派遣要請を行う**ものとする。

※外部機関からの派遣依頼については依頼を受けた機関が業務として対応